

平成 29 年度
事業計画書



社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

目 次

I. 本年度事業実施基本方針	1
II. 本年度重点実施項目	2
III. 法人運営の部	3
1. 会員	3
2. 役員会・委員会等組織	3
3. 職員(事務局)組織	3
4. 会務(役員会・委員会等)	3
5. 職員の組織力・資質向上のための取り組み	4
[Ⅲ-2 別紙] 役員会・委員会等 組織図	5
[Ⅲ-3 別紙] 業務組織・機構図	6
職員配置員数	7
[Ⅲ-5-⑤ 別紙] 階層別人材育成計画	8
IV. 地域福祉の部(重点目標)	9
1. 身近な地域で取り組む地域福祉活動	9
2. 市全体で取り組む地域福祉活動	10
3. 地域の暮らしを支える事業	12
V. 包括支援の部(重点目標)	14
1. 地域包括支援センター事業	14
2. 認知症初期集中支援チーム	15
VI. 居宅介護の部(重点目標)	16
1. 居宅介護支援事業・介護予防介護支援事業	17
2. 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・障害者居宅介護事業	18
3. 通所介護事業・介護予防通所介護事業・障害者デイサービス事業	19
4. 地域密着型認知症対応型小規模通所介護事業	20
5. 地域密着型小規模多機能型居宅介護事業	21
VII. 自立支援の部(重点目標)	22
1. 地域活動支援センター事業	23
2. 相談支援事業 くつくし園 / てのひら	24
3. 児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業 くつくし園	25
4. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 くあじさい園	26
5. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 くひより舎	27
【巻末】「法人運営理念」ほか	28

I. 本年度事業実施基本方針

本年度は、社会福祉法の改正に伴い社会福祉法人制度が大きく変革され、社会福祉法人が果たすべき役割の真価が、さらに問われると考えられます。特に、法制度上もすべての社会福祉法人に「地域貢献」が求められたことで、社会福祉協議会（以下「社協」）以外の社会福祉法人も、より一層地域に密着した様々な地域福祉の取り組みを推進するものと考えられます。これまで地域福祉推進の中核的役割を果たしてきた社協の存在意義さえも問われることになるといっても過言ではありません。

また、本年度が地域福祉活動計画「第2期なんたんふれあいプラン」の最終年度であることから、平成30年度からの地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定を考えると、今後の地域福祉の進め方を議論し形にしていく極めて重要な年度であるとも言えます。

現在、国は、「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現を目指し、地域住民が「我が事」として取り組む仕組みづくりと、市町村が「丸ごと」相談支援できる体制の構築を推進する議論を活発化し、モデル事業をはじめとして様々な事業の構想が示されようとしています。京都府は、貧困問題に積極的に取り組むため、「子ども食堂」や生活・学習支援拠点などの居場所づくりが推進されるような補助制度も構築しようとしています。国や府レベルでも、地域福祉推進を加速しようとする気運が高まっているといえます。こうした動向は、地域福祉推進を理念とする私たち社協にとって好機とも捉えることができます。

私たち社協は、社会的孤立や経済的事由に起因する生活困窮などの問題の早期発見や地域の様々な生活課題の解決につなげていけるよう、小地域見守り活動をはじめとする地域ぐるみの福祉力向上の取り組みを促進しなければなりません。私たち社協の使命である、住民主体の地域福祉活動を一層推進し、行政及び関係機関や地域団体とも連携・協働をより強化しながら、住民主体の地域福祉推進組織づくりをさらに進めること、これを、介護保険制度改正による「新しい総合事業」を進める基盤として、市域（第1層）や町域（第2層）、さらには学校区や小地域（第3層）における「協議体」づくりにもつなげていかなければなりません。

そのためには、サービス等利用者への個別支援から浮き彫りとなる「生活のしにくさ（個別の生活課題）」を、地域住民が「みんなの問題（地域課題）」として認識し、地域福祉活動が住民自らの手で担われるように、業種・職種を問わず専門職が積極的に地域に出向き、専門知識・技能に基づいた地域実践活動を具体的に展開しなければなりません。特に、居宅介護や自立支援などのサービス提供事業所は、利用者本位で質の高いサービスを提供することはもちろんのこと、こうした地域実践活動に裏打ちされたサービスを提供することが「社協らしい」サービスの本質であると考えます。

以上をふまえ、本年度は、「我々の機軸は地域（エリア）である」ということを意識し、業務組織・機構改革を経て、部門を越えてより緊密な連携を図り、地域（エリア）マネジメントの視点に立って事業・活動に取り組むことを基本方針とします。

Ⅱ. 本年度重点実施項目

1. 第2期「なんたんふれあいプラン」の推進・総括と第3期計画策定への参画

引き続き、第2期「なんたんふれあいプラン」を推進するとともに、現計画の総括を行い、次期計画が南丹市地域福祉計画と一体的に策定されることの意義をふまえて、次期計画策定プロセスに積極的に関与・参画する。特に、次期計画策定にも寄与することを意識して、事業・活動に取り組む。

2. 総合相談支援機能およびコミュニティソーシャルワークの強化

「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が抱える生活課題を、様々な方策で支援するため、地域に密着した総合相談窓口機能の充実を図る。

また、一人ひとりの生活を守り、社会的な孤立を避け、人と人とのつながりが実感できる安心・安全の地域づくりを推進し、介護の大変さや生活基盤の弱さなどに起因する生活課題を、地域ぐるみで解決できる仕組みの構築を目指す。

そのためには、個別支援から浮き彫りとなる問題を社会的課題として地域に働きかけ、地域と一緒に解決を図ろうとするコミュニティソーシャルワークを強化する。

3. 新しい総合事業を見据えた福祉サービス事業経営

新しい総合事業への移行や平成30年度介護報酬改定により、サービス事業の経営は、収支に着目すればますます厳しいものとなることが予想される。しかしながら、経営の本質は、結局サービスの質的向上に帰着し、収支の安定は結果として表れるものであることを忘れてはならない。

目先の状況に一喜一憂するのではなく、本会の掲げる「サービス精神」の理念に基づき、高い職業倫理観をもって福祉サービスを提供すること、誠意を持って利用者に寄り添い、きめ細やかな気づきにあふれる福祉サービスを提供することを基本とし、さらに徹底した効率化を図り、厳しい経営環境のもとでも安定さらには発展を図っていかなければならない。

加えて、優れた「市民感覚」を持ち、地域に根ざしたサービスを提供することこそ社協の使命であることを自覚し、サービス利用者だけにとどまらず、誰もが地域で主体的に活躍できるように、それぞれ専門職としての知識・技能を幅広く提供し、もって市民から「さすが社協」の声をより多く獲得していく。

4. 発展・強化計画に基づく改革

中長期的視野に立った組織の機能強化および合理性・効率性向上を図るべく段階的に実施してきた改革の集大成となる業務組織・機構改革を実施する。これまでの支所を地域福祉部門に組み入れるとともに、地域福祉部門が中核となり、地域(エリア)を機軸として緊密に包括支援部門、居宅介護部門、自立支援部門が互いに緊密な連携が図れるよう、エリアマネジャーを配置する。(6頁:「業務組織・機構図」参照)

また、発展強化計画に基づいてこれまで議論を積み重ねてきた職員人事管理制度改革(育成・活用・評価、処遇にかかる総合的な人事制度構築)については、新しい制度・施策や平成30年度介護報酬改定の動向も見極める必要が生じてきたことから、さらに1年間議論を深めた後、平成30年度の施行を目指して制度を構築する。

5. 将来を見据えた福祉人材育成

魅力ある職場づくりを推進し、将来を見据えた人材育成を図るため、職員の階層・経験・技能に応じて、職員研修を体系的・計画的に実施する。特に、地域福祉推進の重要性がますます高まっていることから、「社協職員」というアイデンティティに根ざした人材育成に重点を置く。

さらに、法人内部の人材育成に終始せず、社会貢献として広く福祉人材を育成するという観点をもって、専門職養成機関への講師派遣、実習受け入れ体制整備を含めた実習生受け入れ等にも積極的に取り組む。

Ⅲ. 法人運営の部

1. 会 員

① 会員区分 ※会費は年額1口あたり1,000円とする

(1) 普 通 会 員 (会費：1口)

社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同する個人等

(2) 特 別 会 員 (会費：2口以上)

社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同する個人等で、2口以上の会費を納めるもの

(3) 賛 助 会 員 (会費：5口以上)

会社、事業所、施設、団体等

(4) ふ る さ と 会 員 (会費：3口以上)

南丹市外在住の個人等

② 会員への会費納入協力依頼

5月下旬に、各事務所を通じて会費納入のご協力をお願いし、6月～7月に徴収する。

③ 会 員 数

(昨年度実績に基づく)

会 員 区 分	本 所	園部事務所	八木事務所	日吉事務所	美山事務所	合 計
普 通 会 員		3,005	1,844	1,213	1,186	7,252
特 別 会 員	6	13	13	15	23	70
賛 助 会 員		63	5	15	11	94
ふ る さ と 会 員	1		1			2

2. 役員会・委員会等 組織

※別紙「役員会・委員会等 組織図」参照

3. 職員(事務局)組織

※別紙「業務組織・機構図」参照

4. 会務(役員会・委員会等)

① 正・副会長会 …… (定 例) 毎月 / (臨 時) 随時

② 理 事 会 …… (定 例) 5月, 3月 / (臨 時) 随時

③ 理事会部会 …… (定 例) 2～3ヶ月に1回開催 ※総務・地域福祉・事業の3部会

④ 監 事 会 …… (決算監査) 5月 / (半期監査) 11月

⑤ 評 議 員 会 …… (定 時) 6月, (定例) 3月 / (臨 時) 随時

⑥ 評議員選任・解任委員会 ※評議員の選任または解任の必要が生じた場合理事会の議決を経て開催

⑦ 委員会 …… 各委員会を随時開催

(1) 企画委員会(各町企画小委員会)

- ・地域福祉推進のための事業や活動の企画、立案に関する意見答申。
- ・地域福祉活動計画「なんたんふれあいプラン」の推進及び進捗管理に関する意見答申。

(2) 広報委員会

- ・法人広報誌をはじめとする各種広報誌の評価、審査等。
- ・法人が実施する各種広報活動に関する意見答申。

(3) ボランティアバンク運営委員会

- ・ボランティア基金の計画的運用に関する意見答申。
- ・ボランティアグループ等への助成審査に関する意見答申。

(4) 福祉資金調査委員会

- ・生活福祉資金借入申請者への貸し付け審査(随時)。
- ・くらしの資金借入申請者への貸し付け審査(8月、12月)。

(5) 苦情解決第三者委員会／個人情報保護委員会 ※委員兼務

- ・苦情申立者への解決に関する意見答申。
- ・個人情報保護に関する意見答申。
- ・職員のリスクマネジメントに関する取り組みのチェック及び意見答申。

(6) 善意銀行運営委員会

- ・善意銀行積立金の積立、運用、取崩に関する審査及び意見答申。

5. 職員の組織力・資質向上のための取り組み

① 幹部会議

- ・幹部職員会議：(メンバー)事務局長、事務局次長、部長
(開催頻度)毎月2回の定例会＋随時

② 中間マネジャー(課長・係長)会議・自主勉強会

- ・部門間連携とガバナンス(組織統治・統制機能)強化のため、業種を越えて、中間マネジャー(課長・係長)により定期的な会議開催および自主的勉強会開催などマネジメントスキルの向上を図る。

③ 地域(エリア)別担当者会議

- ・エリアマネジャーの招集により部門(業種)横断的に担当者により定期的に会議を持ち、部門間連携の強化を図る。

④ リスクマネジメントの推進

- ・インシデントレポート(ヒヤリ・ハット報告書)による気づきの喚起を行う。
- ・苦情は、必要に応じて苦情解決第三者委員会に図り意見を求め、サービス向上のための財産として迅速で誠実な対応に努めるとともに、適切な対応が図れるよう各種研修会への参加を図る。
- ・上記を受け、事故防止に向けたマニュアルを策定または更新し、周知徹底を図る。

⑤ 研修の計画的実施・自主的な資質向上の取り組みへの支援

- ・別紙「階層別人材育成計画」に基づき、計画的に研修を実施する。
- ・職員全体研修を計画的に実施する。
- ・組織横断的な職員の自主的学習・研究活動を、法人として積極的に支援する。

⑥ 職場の安全衛生推進

- ・安全衛生推進会議を定期的に開催し、職場の安全衛生を向上させる。

⑦ 総合的な人事管理制度の構築

- ・社会情勢や外部の動向も見極めつつ、給与体系の抜本的な見直しを含めた総合的な人事管理制度を構築し、平成30年度の施行を目指す。





職員配置員数

事務局長・事務局次長は総務部に、部長は所管課の1つに、課長は所管係の1つにそれぞれ計上

所 属			常 勤		非 常勤	登 録 型	合 計
部	課	係(事業所)	正規	嘱託			
総務部	総 務 課		4	4	3		11
地域福祉部	地域福祉課	地 域 福 祉 セ ン タ ー	3	2			5
		生 活 相 談 セ ン タ ー	2	4	1		7
	園部事務所		3	1	8	23	35
	八木事務所		3	1	18	10	32
	日吉事務所		2	1	25	7	35
	美山事務所		3		40	5	48
	小 計		16	9	92	45	162
包括支援部	包括支援 1課	南丹地域包括支援センター 園部事務所	4				4
		南丹地域包括支援センター 八木事務所	2				2
	包括支援 2課	南丹地域包括支援センター 日吉事務所	1	1			2
		南丹地域包括支援センター 美山事務所	2				2
	小 計		9	1	0	0	10
居宅介護部	居宅介護 1課	ほほえみ園部 居宅介護支援事業所	1		1		2
		小規模多機能ホーム だんない	4	1	9		14
	居宅介護 2課	ほほえみ八木 居宅介護支援事業所	5				5
		ほほえみ八木 訪問介護事業所	4		2	25	31
		ほほえみ八木 通所介護事業所	5		14		19
		や ぎ 詩 の 郷	2	1	5		8
	居宅介護 3課	ほほえみかぐら 居宅介護支援事業所	3		1		4
		ほほえみかぐら 訪問介護事業所	3	4	1	37	45
	小 計		27	6	33	62	128
自立支援部	自立支援 1課	児童発達支援事業所 つくし園	5		5		10
		地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	1	2	3		6
		特定相談支援事業所 てのひら	1				1
		児童相談支援事業所 つくし園			1		1
	自立支援 2課	あ じ さ い 園	6	1	6		13
		ひ よ り 舎	1	3	2		6
	小 計		14	6	17	0	37
法 人 全 体 合 計			70	26	145	107	348

(Ⅲ-5-⑤ 別紙) 階層別人材育成計画

階層	目標	内部研修		外部研修	資格取得支援	育成面談等
		全体研修	個別研修			
管理層	組織の管理職として、組織の計画を立案し、マネジメントの手法を習得する。			◇社会福祉法人運営管理職員研修 <京都府福祉・人材研修センター> ◇市町村社協管理職員研修 <全社協 中央福祉学院> ◇社会福祉法人経営者研修会 <全社協 中央福祉学院>		
指導監督層	チームのリーダーとして、チームマネジメントの手法を学ぶ。専門性を向上させ、業務改善結果の発表・発信を目指す。	◇事業計画・予算の理解(年度始) ◇人権研修	◇人事考課研修 ◇プレゼンテーション (全体研修にて)	◇キャリアアップ研修 (チームリーダー)／(管理者) <京都府福祉・人材研修センター> ◇0JTリーダー養成研修 <京都府福祉・人材研修センター> ◇雇用管理責任者講習 <介護労働安定センター>		【共通】 ◇チャレンジ申告シートの提出 ◇チャレンジ申告シートに基づく面談 [面談者] 課長 [回数] 1回/年 【新任者】試用期間の者 ◇[面談者] 0JT責任者 所属長 [回数] 1回/月
	中堅職員		◇分野別専門研修 (各部門にて) ◇プレゼンテーション (全体研修にて)	◇キャリアアップ研修 (チームリーダー)／(中堅職員) <京都府福祉・人材研修センター> ◇福祉職場研修担当リーダー研修 <京都府福祉・人材研修センター> ◇マナー研修(中級) <京都府福祉・人材研修センター>	◇社会福祉士 ◇精神保健福祉士 ◇介護支援専門員 ◇介護福祉士 ↓ 資格取得一時金の支給	
	新任職員		◇基礎研修Ⅰ・Ⅱ ◇他部署実地研修	◇市町村社協新任職員研修 <京都府社会福祉協議会> ◇キャリアアップ研修(初任者) <京都府福祉・人材研修センター>		
実務層						

IV. 地域福祉の部

重点目標

本年度は「第2期なんたんふれあいプラン」（4か年計画）の最終年度である。

これまで、身近な地域における見守り活動やサロン活動、多様なボランティア活動が広がり、地域福祉活動を進める基盤となる組織・ネットワークづくりも徐々に進んできた。引き続きこうした取り組みを推進するとともに、少子化による小学校の再編など、地域社会の変化にともなう新たな課題もふまえて、次の5か年の地域福祉推進の指針となる「第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を、市と協働して、幅広く住民と議論を重ねながら策定する。

特に、以下の項目を本年度の重点取り組みとして位置づける。

- ① 市との協働による第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定
- ② 地域課題の解決に向けた取組みを、住民参加で協議する場づくり
- ③ 第2層協議体設置に向けた行政、地域住民、関係団体とのネットワークづくり
- ④ 住民のネットワークと専門職との連携強化

1. 身近な地域で取り組む地域福祉活動（※南丹市補助事業〔一部 南丹市委託事業〕）

① ふれあい委員 ～「ふれあい委員活動のサポート強化」

(1) ふれあい委員が連絡・相談を図りやすい環境を整える。

- i) 社協職員、民生児童委員等とふれあい委員との顔の見える関係づくり
「民生児童委員とふれあい委員との交流会」の開催（ふれあい交流研修会） 他

(2) ふれあい委員どうしのつながりを強化する。

- i) 「ふれあい委員研修会」の開催
- ii) 「ふれあい委員代表者（各地区代表）会議」の開催 他

② 見守り活動 ～「見守りネットワークの確立」

(1) 連絡・相談の仕組みをつくり、見守り活動の充実を図る。

- i) 「見守り活動のてびき（仮）」作成検討

(2) 住民全体の見守り意識の向上を図る。

(3) 民間事業者との見守りネットワークの拡充を図る。

③ ふれあいいきいきサロン活動 ～「サロンの多様な機能を活かした地域づくり」

- (1) サロン活動を通じて、サロンに来られない人も含めた地域全体の見守りを定着させる。
- (2) 定期的にサロンへ出向きサロン協力者から相談してもらいやすい関係を作る
- (3) サロン協力者どうしのつながりをつくる。
 - i) 「サロン交流会」の開催 他
- (4) サロン活動の立上げ、継続及び活性化を支援する。
 - i) サロン立上げ助成 1サロン 20,000 円
 - ii) サロン活動助成 月 1 回あたり 150 円×人数
 - iii) 情報提供、広報（サロンだより発行など）
- (5) サロンで把握された情報・課題を共有する仕組みづくりをすすめる。
 - i) 情報共有のフローチャート（流れ図）作成 他

④ 地域別懇談会 ～「地域課題の解決に生きる地域別懇談会」

- (1) 活発な意見交換ができるように、ファシリテーション(※)能力の向上に努める。
 (※) 会議やプロジェクトなどの集団活動がスムーズに進むように、また成果が上がるように支援すること
- (2) 地域アセスメント（社会資源の把握、地域の生活支援ニーズの把握）を行い、住民と地域課題を共有する。
- (3) 相談、情報提供、助言、活動助成等により、課題解決に向けた取り組みを支援する。

＜ 主な活動助成事業 ＞

事業名	助成金額	対象活動
地域福祉活動助成金（ミラたね助成金）事業	上限 3 万円	見守りネットワークづくり
地域福祉推進モデル事業	上限 10 万円	地域福祉活動の基盤づくり
じぶんの町を良くする活動助成事業（共同募金）	上限 10 万円	地域の課題解決や住みよい町づくり

⑤ 地域福祉推進モデル事業 ～「日常生活圏域における地域福祉の活動基盤づくり」

（※南丹市委託事業〔共助の基盤づくり事業〕）

- (1) 地域福祉推進モデル地区を指定し、活動を重点支援する。
 - i) 新規モデル指定地区の募集（2 地区程度）
- (2) 住民福祉計画（地区福祉計画）の策定を支援し、モデル地区の活動の活性化を図る。

2. 市全体で取り組む地域福祉活動（※南丹市補助事業〔一部 共同募金事業〕）

① 福祉教育 ～「新たな層への種まき」

- (1) 地域内のより多くの機関・団体との連携を図る。
- (2) ボランティア活動を通じた福祉教育を推進する。

② ボランティア振興 ～「ボランティアの広がりとながりづくり」

- (1) ボランティアの広報充実を図る。
 - i) 『ボランティアだより“ぼらん”（仮）』の発行 他
- (2) ボランティア間のつながりづくりをすすめる。
 - i) 「南丹市ボランティア交流会」の開催 他
- (3) ボランティアセンター機能のあり方を検討する。

③ 災害ボランティアセンター・地域防災活動 ～「リーダー育成とネットワークづくり」

- (1) 災害 NPO ネットワーク等との連携・協働をすすめる。
- (2) 市の総合防災訓練に参画し、災害時の職員の対応力を向上させる。
- (3) 災害ボランティア講座や訓練を通じて人材育成を図る。

④ 広報 ～「情報発信による地域福祉活動の活性化」

- (1) 社協だよりの発行を通じて地域福祉活動の啓発に努める。
 - i) 『なんたん社協だより』の発行（4回／年）
- (2) 多様な媒体を活用した広報活動を検討する。

⑤ 共同募金 ～「募金運動の広報・啓発の強化」 （※共同募金事業）

- (1) 新たに作成した南丹市募金推進計画に沿って運動を展開する。
 - i) 若い世代を巻き込む取り組みの工夫等
- (2) 新たな手法の募金活動や助成プログラムの充実により、運動の拡充を図る。
 - i) テーマ型募金、寄付付き商品の検討等
- (3) 共同募金の理解が深まるよう広報活動を強化する。
 - i) 共同募金を身近に感じ、理解が深められる冊子やチラシの作成等

⑥ 地域福祉活動計画 ～「第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的策定」

- (1) 第2期計画の進捗状況、地域別懇談会の結果、新たな課題をふまえ、第3期計画の策定を市と協働してすすめる。
- (2) 住民参加で協議し、住民主体の活動を推進するための計画づくりをする。
 - i) 「地域福祉ワークショップ（仮）」の開催（5月～6月、市と共催） 他

⑦ 生活支援体制整備事業 ～「新しい総合事業をいかした地域づくり」 （※南丹市委託事業）

生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する。

- (1) 生活支援ニーズの把握
 - i) 住民からの聞き取りや、他部署職員の業務を通して見えてきたニーズや課題を把握する。
- (2) 地域資源の把握及び創出
 - i) 地縁組織や地域内の交流の場（登録サロン以外も）を訪問し、活動の様子を把握する。
 - ii) 既存の様々なサービスの状況把握とともに、不足している点を補う方法を、地元事業者（商店等）

とも協議する機会をもつ。

(3) 地域高齢者支援のニーズ及び資源の見える化並びに問題提起

- i) 把握したニーズ、課題や既存の活動資源をマップやカード等で示し、地域の住民と共有し、地域の支え合いによる課題解決に向けた協議（地域別懇談会、ワークショップ等）につなげていく。

(4) 関係者間のネットワーク構築

- i) NPO や地元事業者（商店等）、市の関係部署、集落支援員等とつながり、気軽に相談し合える関係を作り、連携して地域づくりの活動をできるようにする。

(5) 協議体設置に向けた準備

- i) それぞれの地域で行われている活動や協議の場に参加し、関係者とのつながりを深め、共有された課題の解決に向けて、様々な協議の場を設け第2層の協議体づくりにも生かしていく。

3. 地域の暮らしを支える事業（※南丹市委託事業・京都府社協委託事業）

① 介護予防・生活支援事業（※南丹市委託事業）

(1) 食の自立支援サービス事業

- i) 衛生面を留意して、見守りを兼ねた配食を行う。

(2) 外出支援サービス事業

- i) 職員の車いす対応研修を実施する。
- ii) 交通安全講習会を実施し、交通安全を徹底する。

(3) 生きがい活動支援通所事業

- i) 利用者の体力・筋力の維持を図る。
- ii) 利用者の精神面も心豊かに過ごしていただけるよう工夫する。

(4) 各事業のあり方検討

介護保険制度改正にともなう現行各事業のよりよいあり方について、市、社協、関係事業者等による協議体で協議する。

② 福祉サービス利用援助事業（※京都府社協委託事業）

(1) 適正な事業運営

- i) 内部監査の実施 年2回
- ii) 関係機関との情報交換会（研究会）の開催

(2) 担当者の資質向上

- i) 専門員の研鑽 府社協研修（年2回）、他事業との合同研修会開催（年2回程度）
- ii) 生活支援員の研鑽 府社協研修（年2回）、独自研修（年2回）、南丹ブロック研修（年1回）

(3) 広報啓発活動の充実

- i) パンフレットやリーフレットによる広報や、講座の開催などを通じて事業の周知を図る。

③ 福祉資金（生活福祉資金・くらしの資金）貸付事業（※京都府社協委託事業、南丹市委託事業）

(1) 関係機関との連携強化による充実した相談支援

- i) 民生児童委員協議会をはじめとする関係機関との連携強化
- ii) 生活困窮者自立支援事業との連携における生活福祉資金の適正な運営

(2) 適正な事業運営

- i) 貸付金調査委員会の開催（定例2回及び必要随時開催）
- ii) 償還を含めた生活設計ができるよう、継続的な相談支援を行う。
- iii) 相談を受ける中で貸付に至らなかった方（世帯）について、他事業（生活困窮等）への切れ目のないつなぎを行う。

④ 生活困窮者自立支援事業（※南丹市委託事業）

(1) 事業の目的

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的・伴走的な相談支援を実施するとともに、南丹市における自立・就労支援等の援助体制を構築することにより、生活困窮者支援を促進していくことを目的とする。

(2) 適正な事業運営

- i) 市・包括支援センター等と連携して市内の生活困窮者の実態把握に努める。
- ii) 一般就労に至るまでの社会的居場所づくりや中間的就労、緊急支援の方策などについて検討し、新たな社会資源の開発に努める。
- iii) 広報誌、ホームページ、チラシ等による広報や、研修会の開催などを通じて事業の周知を図る。

(3) 自立相談支援事業（※必須事業）

生活困窮者からの相談を受け、次の業務を行う。

- i) ニーズに応じた自立支援計画を策定し、関係機関と連携して計画的かつ継続的に支援を行う。
- ii) 支援方針や支援内容について確認を行う支援調整会議を開催する。
- iii) 出張相談等を行いアウトリーチに努める。

(4) 住居確保給付事業（※必須事業）

離職または自営業の廃業等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方（世帯）や喪失する恐れのある方（世帯）に対して、自立相談支援事業の利用を原則に、南丹市より住居確保給付金の交付が受けられるよう、市と連携して申請の援助を行う。

(5) 家計相談支援事業（※任意事業）

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の「見える化」を図り、解決への支援方法を提案する。

- i) 家計の再生に向けた具体的な方針（家計再生計画）を策定する。
- ii) 多重債務等の深刻な課題があるときは、必要により法律専門職の支援が受けられるよう調整する。

⑤ 法人後見

(1) 法人後見の受任

- i) 必要な人員を配置する。
- ii) 法人後見運営委員会を設置する。

(2) 市と緊密に連携を図る

市が担う市民後見人養成等の後見制度関連諸事業と連携を図る。

- i) 南丹市市民後見人養成講座（市主催）の開催に協力する。
- ii) 市民後見人の支援体制づくりに関する協議へ参画する。

V. 包括支援の部

重点目標

高齢化率は33.9%、介護保険認定者約2,350人と介護ニーズの高まりに合わせて、介護保険給付費も年々増加している。医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター事業のさらなる充実を図り、支援や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できる体制づくりをめざす。

- ① 総合相談窓口として介護や生活での困りごと、医療など幅広い内容の相談に応じ、解決に向けて様々な機関との連携を行い、制度横断的な支援を実施する。
- ② 権利擁護業務では成年後見制度の活用促進、南丹市高齢者虐待対応マニュアルを活用した高齢者虐待の対応を迅速に行う。
- ③ 包括的・継続的マネジメント支援業務では、地域ケア会議を通じて地域課題を明確にし、地域の多様な主体による取り組みと連携をする。
- ④ 新しい総合事業に円滑に移行できるよう、関係機関との連携を強化する。
- ⑤ 認知症を理解し支えあう地域づくりと認知症初期集中支援事業の周知を行う。

1. 地域包括支援センター事業（※南丹市委託事業）

① 総合相談支援業務

- (1) 相談窓口を各町に設置し、相談しやすい窓口対応を心がけ気楽に相談に来所できる事務所を目指す。
- (2) 包括支援センターの啓発と、「居場所一覧」「介護者家族会」「つながろうなんたんネット」等の広報啓発を実施。
- (3) 地域課題解決に向けた地域ケア推進会議を開催し、生活支援コーディネーターと連携しながら「目指す地域像」に向けた取り組みを行う。
- (4) 地域を客観的に分析し地域の課題を明確にするために地域診断を実施する。
- (5) 相談対象者やその家族が抱える、疾病や障がい、子育て、生活困窮等の多岐にわたる課題を多分野の相談支援機関と連携して問題解決に取り組む。
- (6) 地域包括ケアシステム構築に向け、ネットワークを構築する。
 - i) 地域別懇談会や地区組織の事業に参加し、民生児童委員・ふれあい委員との連携を強化し地域課題を把握し、地域住民と一緒に課題解決に取り組む。
 - ii) 介護者家族の会事務局を担当し、現役介護者への広報に力を入れ会員増に取り組む。又、各町の枠を超えた交流や連携の取り組みを支援する。
 - iii) 障がい者支援ネットワーク会議に参画し、高齢障がい者の支援を実施する。
 - iv) 南丹市との調整会議を月1回定期的に開催し、情報の共有や連携を図る。
 - v) 認知症を知り地域で支える活動の推進として「なんたんロボの会」（認知症キャラバンメイト連絡会）の活動機会を増加させ、認知症サポーター養成講座を各地で開催する。
 - vi) つながろう南丹ネット事業の円滑な運営に向けての取り組みを実施する。
 - vii) 船井医師会・南丹市と連携し、切れ目ない在宅医療と在宅介護提供体制の構築を推進する。

② 権利擁護業務

- (1) 南丹市高齢者虐待対応マニュアルに沿って迅速な対応ができるよう、南丹市とシミュレーションを行う。
- (2) 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度を積極的に活用できるよう、職員のスキルアップと福祉サービス利用援助事業担当者との連携を強化し、情報を共有する。
- (3) 判断力の低下した高齢者が虐待や悪質商法の被害や権利侵害に合わないよう、啓発や支援を計画的に行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- (1) 地域ケア個別会議等を通じて、高齢者の自立支援に向けた取り組みと、高齢者の家族環境や実態、地域の支え合いや地域課題の把握。
- (2) ケアマネジャーの資質向上のため、研修会等のケアマネ連絡会を開催する。 年 6 回
- (3) ケアマネジャーの実践力を高めるため、事例検討会を実施する。 年 5 回
- (4) サービス提供事業所の情報交換や研修の支援を行う。 年 3 回

④ 介護予防マネジメント業務

- (1) 介護予防ケアマネジメントを実施し、委託先の居宅介護支援事業所と連携しながら介護予防の効果促進を図る。
- (2) 予防給付から新しい総合事業に移行し、住民の支え合いを含む多様な主体によるサービスの提供が行われるよう行政・社協の各部門・生活支援コーディネーターと連携を強化する。
- (3) 病院からの退院や、ケアマネジャーが決まっていない高齢者に介護予防の視点を重視しながら切れ目なく在宅生活が送れるよう支援をする。
- (4) 生きがい活動支援通所事業やサロンなど、地域に積極的に出向き、介護予防の啓発を行う。

2. 認知症初期集中支援チーム（※南丹市委託事業）

南丹市は認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる地域の実現と、適切な支援に繋げることを目標に、平成 29 年度から「認知症初期集中支援推進事業」を開始。包括支援センターはこの事業のうちの「認知症初期集中支援チーム」を受託する。

【活動内容】 認知症の診断を受けていない者、継続的な医療サービスを受けていない者、適切な介護保険サービスに結び付いていない者を対象とし、複数の専門職が家庭訪問で情報収集・アセスメント、家族支援などを、包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行う。訪問後、チーム員会議を開催し、関係機関等と連携しながら支援をする。

- (1) 初期集中支援の対象者の訪問、アセスメント、チーム会議の開催、支援の実施を行う。
- (2) 南丹市認知症初期集中チーム事業の手引きを活用しながら、地域医療や介護保険サービス事業所との連携を図る。
- (3) 南丹市ケアパスを活用しながら、広く事業の啓発普及を行い、認知症の相談に対応していく。
- (4) 地域に出向いた認知症相談の実施。
- (5) 南丹市が開催する会議に出席する。
 - i) チーム員活動を支援・スーパーバイズするためのサポート会議の開催(南丹市)
 - ii) 認知症初期集中支援チーム検討会議の開催(南丹市)

VI. 居宅介護の部

重 点 目 標

平成 30 年度の介護保険法改正に向け、全職員が事業の経営安定に取り組む。業務の課題を洗い出し、職員の意識改革を含め、徹底して改善に取り組む。

また、制度の狭間となるニーズへの対応と本年度から取り組む「新しい総合事業」は、社協の使命である「地域福祉の推進」に寄与するものと受け止め、地域福祉部門と緊密な連携を図り、あくまで地域(エリア)に軸足を置いて取り組むものとする。

以下を重点的取り組みとする。

- ① 誰もが地域社会の一員として、尊厳ある生活を継続できるための自立支援や、利用者本位の質の高いサービスを提供する。
- ② 新しい総合事業の開始に向け、他部門との連携・協働を強化し、個々の事業所単位のサービス提供に終始するのではなく、社協として住民主体の生活支援活動に結びつくような実践的取り組みを進める。
- ③ 地域に開かれた事業所として、看護学校や社会福祉士養成校等からの実習生を積極的に受け入れ、社会貢献の一環として福祉人材の育成に寄与するとともに、事業所や職員が外部評価を受ける好機と捉え、自らの事業所運営やサービスの質について、ふりかえりや見直しにもつなげる。
- ④ 「市民から愛される事業所」を目指し、職員一丸となって利用者本位の質の高いサービスを提供するために、働きやすく魅力ある職場づくりに努めることで、職員の離職防止、新たな人材確保、および後継者育成を強化する。

※注記：以下、この章において、特に断りのない限り次のとおりとする。

【介護保険サービス利用対象者について】介護保険の第 1 号被保険者（65 歳以上）または第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者）で介護認定を受けた方。

【障害福祉サービス利用対象者について】障害手帳を所持されており、市町村審査会にて認定を受けた方。

【新総合事業・事業対象者について】南丹市新総合事業の開始により介護保険申請をしなくても包括支援センターが行う基本チェック・シートで該当になった 65 以上の高齢者

【サービス提供地域（エリア）について】法令に基づく指定事業では、「通常の事業実施地域」として定めることが義務づけられているが、エリア外にかかる交通実費を負担いただく等により、利用いただくことも可能。

1. 居宅介護支援事業・介護予防居宅介護支援事業

住み慣れた地域で「望む暮らし」の支援を目指して

【本年度達成目標】全てのケアマネジャーが、法令1人当たり上限数までケースを担当できるよう、ケアマネジメントスキルの向上を図る

事業所名称	事業所所在地	通常の 事業実施 地域	サービス種別			
			介護	予防	新総合	障害
ほほえみ園部 居宅介護支援事業所	園部町上本町南2番地22 南丹市社協 園部事務所内	園部町内	○	○	○	※
ほほえみ八木 居宅介護支援事業所	八木町西田山崎17番地 南丹市社協 八木事務所内	八木町内	○	○	○	※
ほほえみかぐら 居宅介護支援事業所	日吉町保野田垣ノ内6番地4 南丹市社協 日吉事務所内	日吉・美山 町内	○	○	○	※

※介護保険サービスとの併用が認められた利用者に対して、障害福祉サービスのマネジメントを一体的に提供する場合がある。

① サービスの質的向上と利用者の信頼確保

- (1) 事例検討会（年2回以上）事例研究会（年1回以上）に参加し、課題解決のスキルを上げる。
- (2) 望まれる在宅生活の継続の為、利用者の自立支援の視点に立ち、計画・評価を定期的に行う。

② 地域福祉部門・包括支援部門との連携強化と地域社会貢献

- (1) 認知症をはじめ、様々な生活課題によって暮らしにくさのある方に、支障なく日々の暮らしを過ごせる支援をする。
- (2) 地域福祉事業への協力と参加を行い、住民の相談をいち早くキャッチする機会とする。
- (3) 常に有事を見据え、地域の住民と共に災害時等の訓練に参加する。
- (4) 利用者満足度調査から、ニーズの把握に努め、個々の支援は勿論 地域の隠れたニーズを捉え、地域福祉部門や包括支援部門と更に連携し課題解決に取り組む。

③ 後継者育成・離職ゼロとケアマネ業務の魅力発信

- (1) 主任ケアマネジャーを中心に日常業務の中でOJTに取り組む。
- (2) 外部からの評価を受けるという視点をもって介護支援専門員や看護学生等の実習生を受け入れることで、福祉人材の後継者育成に寄与するだけでなく、自らのサービスの質についてもふりかえり、改善の機会とする。

2. 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・障害者居宅介護事業（※一部 南丹市委託事業）

まごころ・笑顔・チームワークでつなぐ暮らしのおてつだい

【本年度達成目標】サービス提供数の増加（対前年度実績 2%増）

事業所名称	事業所所在地	通常の 事業実施 地域	サービス種別			
			介護	予防	新総合	障害
ほほえみ八木 訪問介護事業所	八木町西田山崎 17 番地 南丹市社協 八木事務所内	八木町内	○	○	○	○
ほほえみかぐら 訪問介護事業所	日吉町保野田垣ノ内 6 番地 4 南丹市社協 日吉事務所内	日吉町内	○	○	○	○
	＜美山出張所＞ 美山町安掛下 8 番地 南丹市社協 美山事務所内	美山町内	○	○	○	○

① 人材育成と事業の安定経営

- (1) 全訪問介護員が個々の目標に沿って研修に参加しスキルアップを目指す。
- (2) 介護技術の向上を図るため、実技研修を年 6 回行う。
- (3) ホウ・レン・ソウ＋カクニン（報告・連絡・相談・確認）で連携を強化し、チームワークで事故防止に努める。
- (4) 利用者・家族のニーズに合ったサービスの提供が行えるよう安定的な人材確保に努める。
- (5) 職員のスキルアップやキャリアアップを後押しし、業務上の悩みに対応する相談体制の強化を図る。

② 利用者の思いに寄り添う介護を提供する

- (1) 利用者の思いや価値観を大切にして、「自立を支援する」という利用者本位のサービスを提供する。
- (2) 利用者、家族の心身の状況を把握し、体調の変化にいち早く気づく力をつけ、関係機関との連携により在宅生活の継続を図る。

③ 地域に愛される事業所づくり

- (1) 南丹市総合事業（訪問型サービス A）を受託し、スタッフとして住民参加を促進し、もって住民の社会貢献の場を提供するとともに、新たな福祉人材の育成にも寄与する。
- (2) 地域事業などへ積極的に参加し専門職としての介護知識を提供し、地域住民との交流を深める。
- (3) 明るい 笑顔とあいさつで地域住民との関係を積み上げていく。
- (4) 地域住民にわかりやすいパンフレットや広報誌をつくり、働きやすくやりがいのある職場をアピールしていく。

3. 通所介護事業・介護予防通所介護事業・障害者デイサービス事業

住み慣れた地域で暮らし続ける意欲と希望が生まれ、心輝く時間を提供する

【本年度達成目標】稼働率(1日あたり利用定員充足率)平均 90%以上

事業所名称	事業所所在地	通常の 事業実施 地域	サービス種別			
			介護	予防	新総合	障害
ほほえみ八木 通所介護事業所	八木町西田山崎 17 番地 南丹市社協 八木事務所内	八木町内	○	○	—	○

① サービスの質の向上と利用者確保

- (1) 社協らしいサービスの提供。『制度の狭間』の課題や多様化する地域課題に柔軟に対応していく。
- (2) 機能訓練の充実を図り、自立支援、重度化防止の視点で計画と評価を実施し利用者の在宅生活を支えていく。
- (3) 研修、勉強会を計画的に実施し職員個々のスキルアップを図る。

② 介護者の負担軽減と支援強化

- (1) レスパイト機能（介護者の休暇・休息を支援する機能）を強化し、利用者個々のニーズに柔軟に対応する。（緊急・延長・早朝利用等）
- (2) 介護者・家族参加型の行事や研修会を実施し、介護者のリフレッシュやストレス軽減に努める。

③ 住民主体の助け合い活動との協働ケアを強化する。

- (1) ふれあいいきいきサロン等の住民主体の活動と連携・協働を広めていく。
- (2) 地域別懇談会やネットワーク会議に参加し、職員と地域住民との関係性を築いていく。

④ 事業の安定経営

- (1) 月別目標値を設定し、毎月の職員会議で実績検討を行う。
- (2) 離職防止に向けた取り組みを充実する。ストレスチェックや面談（心身の状況・人間関係・残業時間）を実施し健康で働ける環境を作る。
- (3) 新たな人材確保に努め、やりがいや職場の良さを幅広く広報等を通じてアピールしていく。

4. 地域密着型認知症対応型小規模通所介護事業

住み慣れたあたたかな地域で暮らすために

【本年度達成目標】稼働率(1日あたり利用定員充足率)平均 80%以上

事業所名称	事業所所在地	通常の 事業実施 地域	サービス種別			
			介護	予防	新総合	障害
やぎ詩の郷	八木町刑部片山 20 番地 7	八木町内	○	○	—	—

① 個別援助の充実

- (1) 利用者のこれまでの経験や経歴を大切にし、パーソナリティを尊重しながら一人ひとりが活躍し主人公となるサービスを提供する。
- (2) 利用者の日々の様子を敏感に察知し、現在の生活維持やこれからの生活を視野に入れたサービスを提供する。
- (3) 個別にケアカンファレンス(支援会議)を行うとともに、個別機能訓練援助計画・評価の充実を図る。
- (4) 研修を活用し職員の資質向上に努め、利用者満足度の高いサービスを提供する。

② 地域福祉の推進を意識した事業所運営

- (1) 地域住民のボランティア活動の場として機能し、地域住民と共に地域福祉を推進していく。
- (2) 地域住民との関わりを大切にし、地域住民の声に耳を傾け、地域に開かれた“やぎ詩の郷”となるよう信頼関係を深め、地域に寄り添った施設運営に努めていく。
- (3) 広く広報活動(行事等)を行い、地域住民の協力参加を得る中で“やぎ詩の郷”の機能、役割の理解を求め、地域との連携意識の強化に努める。
- (4) 事業所理念や事業内容を広く広報し、地域住民の事業所への理解をより深める。

③ 家族介護者支援の強化

- (1) 介護者(家族等)の日々の悩みやストレスや孤立感が、少しでも解消できる有意義な家族会を開催する。
- (2) 介護者の心身の変化の把握に努め、レスパイト(介護者の休暇・休息を支援する機能)につながるサービス、介護の工夫等を提案していく。
- (3) 認知症についての理解や知識を深めるミニ研修会や交流会を行う。

5. 地域密着型小規模多機能型居宅介護事業

だれもが住み慣れたなじみの場所で暮らし続けられる地域づくりを目指して

【本年度達成目標】定員充足率 80%以上

事業所名称	事業所所在地	通常の 事業実施 地域	サービス種別			
			介護	予防	新総合	障害
小規模多機能ホーム だんない	園部町内林町4号54番地	事業所から 概ね半径 7km以内 (公道による)	○	○	—	—

① 地域に密着したサービスの提供

- (1) 地域に密着した事業を提供し、積極的に地域の行事等に出向き住民との交流を深め、連携して利用者や要支援者の情報収集をしていく。
- (2) ボランティアを積極的に受け入れ、地域との日常的な交流の場を大切にする。
- (3) 認知症あんしん介護相談窓口を毎日常設とし、地域住民からの介護相談に積極的に対応する。
- (4) 運営推進会議を活用し、地域の課題や取り組みについて、地域住民の声を聴く機会を積極的に設け、地域密着事業所として地域貢献の具体的取り組みを検討し実践する。

② サービスの適切な提供と柔軟な対応

- (1) 「なじみの地域で暮らし続けられる」サービスを提供する。
- (2) 緊急時や家族での対応が困難な場合の受け入れ態勢を可能な限り確保する。
- (3) 介護者の悩みやストレスが少しでも軽減できるよう、助言を行いサポートする。
- (4) 個性を尊重し、個別ケアの充実を図る。

③ 職員の資質の向上

- (1) 職員一人ひとりの業務の目標を明確に定め、自己評価を行い改善していく。
- (2) パーソンセンタードケアの活用（本人の立場になって課題に向き合うための様式）通して認知症の方への理解や支援の向上を図る。
- (3) 年1回外部研修に積極的に参加し職員のスキルアップを図る。
- (4) 全ての職員が、サービスの提供記録を的確・適切に行えらるとともに、記録書式の見直しを行う。
- (5) 毎月の会議やミーティングでケアの方向性を確認し、目指す支援を統一する。職員全体会議出席率を80%以上にする。

④ 広報活動の活発化と事業の安定経営

- (1) だんない通信の定期的な発行及びパンフレットの活用や広報等で、小規模多機能型居宅介護の特性を地域にアピールし
- (2) 利用者の健康に留意し、継続利用を維持することで事業経営の安定につなげる。
- (3) 法令を遵守し、健全な事業運営を行う。

VII. 自立支援の部

重点目標

本年度は、各事業所が、新たな取り組みを含め、利用者の真のニーズに応えられるよう事業を展開することに重点をおき、全職員が高い意識を持って、「愛され選ばれる事業所」としてサービスを提供することを目標とする。

利用者一人ひとりの障がい特性を十分理解し、寄り添い、障がいのある方が住み慣れた地域で社会の一員として安心して暮らせるよう、家族、関係機関と緊密な連携を図り、さらに相談援助を充実させ、総合的な支援の強化に努める。

以上をふまえ、利用者が、安心して質の高いサービスを利用できるよう、安定的・継続的に事業を運営するために、取り組むべき重点目標を以下に掲げる。

- ① 誰もが地域社会の一員として、尊厳ある生活を継続できるための自立支援や、利用者本位の福祉サービスを提供する。
- ② 新しい総合事業の施行により、障がい児・者支援分野からも社会的包摂を念頭に社協の事業所として、地域づくりの取り組みに積極的に参画していく。
- ③ 多様な障がい児・者の思いや希望を受容し、支援者として地域社会で自立した生活の実現に向けて、相談援助や福祉サービスの提供を行う。
- ④ 「市民から愛され選ばれる事業所」を目指し、職員一丸となって『利用者本位の質の高いサービスを提供する』ために、職員が働きやすく魅力ある職場環境に努め、結果として人材の確保、育成に繋がる事業運営を目標とする。

※注記：以下、この章において、特に断りのない限り次のとおりとする。

【サービス提供地域（エリア）について】法令に基づく指定事業では、「通常の事業実施地域」として定めることが義務づけられているが、エリア外にかかる交通実費を負担いただく等により、利用いただくことも可能。

1. 地域活動支援センター事業 (※南丹市委託事業)

障がいのある方々の自立と社会参加を応援する

事業所名称	事業所所在地	通常の事業実施地域	利用対象者
そよかぜ八木	八木町八木鹿草 86 番地 5 (八木町本町 4 丁目)	八木町内	市内在住の 障がいのある方 (原則、利用登録制)
そよかぜ日吉	日吉町胡麻才ノ本 1 番地 9 (おいで家)	日吉町内	
そよかぜ美山	美山町島住古瀬 23 番地 (市営バス美山事務所 1 階)	美山町内	

① 一人ひとりの障がい特性に応じた支援の充実

- (1) 個々の障がいを理解し、きめ細やかな支援を行う。
- (2) 利用者の言葉を日々傾聴し、受容することで生きにくさや生活課題を見つけ出し、必要に応じて専門機関・専門職種と連携する中で役割を持ち課題解決に結び付ける。
- (3) 地域で社会参加がしにくい障がい者の把握に努め、行政や関係機関と連携し訪問活動を行う。

② 社会活動の場・機会提供

- (1) 地域に応じた個性ある活動で地域に密着した施設を目指す。
- (2) 障がい者が地域で安心して生活できるよう地元住民とのつながりの場であることを目指し、多くの方が利用しやすくなるよう取り組みの工夫を図る。※「そよかぜどようび」(1 回/月) 行事等
- (3) 送迎ボランティアを募り、ボランティアによる外出支援をすることで、地域で孤立する方や閉じこもりの方の社会参加を目指す。

③ 広報活動の充実

- (1) パンフレットにより、事業内容をわかりやすくし、気軽に利用ができるように働きかける。(行政・関係機関・地域の福祉活動従事者等)
- (2) 南丹市ケーブルテレビの番組「ふくしの森」の内容を検討する。
- (3) 『そよかぜ通信』を法人ホームページに掲載する。
- (4) 地域に向けて、そよかぜ通信等で活動内容の発信に努める。

2. 相談支援事業 くつくし園 / てのひら

障がいのある方々の相談に応じ、適切なサービス利用を支援する

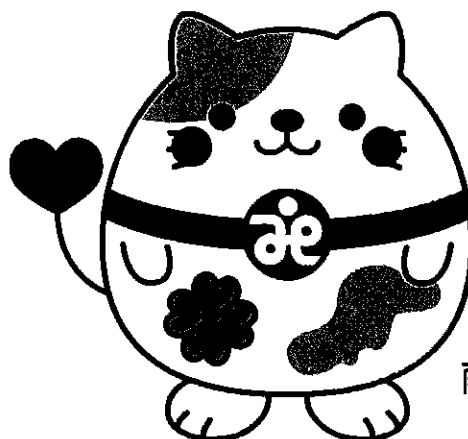
事業所名称	事業所所在地	通常の 事業実施地域	利用対象者
くつくし園	日吉町保野田垣ノ内11番地 南丹市社協 本所 内	南丹市内	18歳未満の 障がいのある児童
てのひら	日吉町保野田垣ノ内11番地 南丹市社協 本所 内	南丹市内	障がいのある方

① 障害児相談支援事業 くつくし園

- (1) 支援を必要とする児童と、その家族が抱える悩みや困りごとについての相談援助を行い、希望する福祉サービスの利用に向けて、サービス利用計画書の作成を行う。
- (2) 利用者・家族の声に耳を傾け、気軽に相談ができる地域の事業所として、一緒に考え地域の中で誰もが自分らしく、より豊かに生活が送れるように努める。

② 特定相談支援事業 くてのひら

- (1) 障害福祉サービス利用者、又は、サービス利用希望者について、個々の課題やニーズに添って計画相談支援を行う。
- (2) 情報の提供や福祉サービス事業所との連絡調整などを行い、利用者の情報共有をすると共に、利用者の状況の把握に努める。
- (3) 研修や勉強会等により相談援助職としてのスキルを上げ、知識や技術を習得する。



南丹市社協マスコット
ニャンたん

3. 児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業 < つくし園 >

小集団の中で、一人ひとりにあった療育を行うとともに、その子の笑顔を引き出し、“やる気（意欲）”と“自信”をつけ、自分らしく生活する力を育てる

事業所 名称	事業所 所在地	通常の 事業実施地域	利用対象者
つくし園	園部町船岡横茶園 2 番地 南丹市児童発達支援センター内	南丹市内	就学前の 療育を必要とする幼児

児童発達支援事業

① 支援内容

本年度から、療育を必要とする子どもたちの受入体制を行政と連携し、多くのニーズに応えるよう努めた。受入れにあたっては親子療育の利用からスタートし、子どもの発達課題について保護者と共通理解をし、最終的に自立できる力を養えるよう療育を進める。

(1) 親子療育

親子で通園していただき、子どもへの関わり方に悩んでおられる保護者の思いを受け止めながら、療育を通して子どもの健やかな成長を保護者とともに支えていけるようにサポートします。

(2) 単独療育

生活の基盤である家庭や並行通園先（保育所・幼稚園など）での活動に困らないよう、療育活動を通して、からだづくり・情緒の安定・意思伝達の力など、集団生活に添える力を育て、将来の自立に向けてのベースづくりをおこなう。

② 保護者支援

(1) 個別面談の実施

- ・必要に応じて、随時三者（保護者・並行通園先・つくし園）面談を実施。
- ・5歳児においては、就学に向けての五者面談を実施し共通理解を図る。

※五者：保護者・並行通園先・担当保健師・つくし園 ※アドバイザー：臨床発達心理士

(2) 専門職種（臨床発達心理士等）による療育支援、保護者支援を行う。

(3) 保護者どうしの交流が図れる場を提供する。（家族の会）

③ 関係機関との連携

- (1) 保護者の了解を得て、医師、心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等と初期評価情報などを共有する。
- (2) 並行通園先との連携を密に図り、支援の情報共有に努める。
- (3) つくし園修了後も就学後の園児の様子を把握するために、教育・福祉の関係者との連携を図る。

④ その他

- (1) 療育を希望される保護者の思いを受け止め、行政との密な連携により、必要な療育が実施できるよう、また、並行通園先の療育への期待に応えられるよう、常に周りの情報収集に努め迅速に対応していく。

保育所等訪問支援事業

- (1) 保育所・幼稚園・小学校等児童が集団生活を送る施設を訪問し、専門的支援その他必要な支援を行う。
- (2) 外部へのアプローチや広報の充実を図り、利用者や関係機関への情報提供に努める。

4. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 < あじさい園 >

一人ひとりの思いに寄り添い、利用者と地域の明るい未来を担える施設へ

～ 利用者第一を基本に、敬愛の心をもって職員一丸となる ～

事業所 名称	事業所 所在地	通常の 事業実施地域	利用対象者
あじさい園	八木町八木杉ノ前 44 番地	南丹市・ 亀岡市内	市町村から受給者証が交付され、介護給付、訓練給付の対象となった方。

① 就労継続支援B型事業

- (1) 自主事業については、販路拡大を主眼において成果を上げる。
 - ・さをり織・委託販売にウエイトをおいて、購入者の幅を広げるための魅力ある商品開発に努める。
 - ・クッキー・丹波プロジェクトの活動を具体化する。インバウンド事業（消費者・購買者からの発信による購入手法）に乗り、知名度の高い委託先の開発と同時に、製造量の向上に向けて仕組みを工夫する。クッキーの作業工賃単価の見直し、やりがいのある環境構造改善を図る。
- (2) 一般就労については、近年の課題を検討し、支援計画を通して基本能力を高め関係機関との連携のもとに、慎重な一般就労に向けた支援を実践する。具体的には社会性、対人対応力の学習を中心に、京都府などが進める障がい者対象の座学研修を活用する。
- (3) 利用者自身が問題を理解し解決できるよう導く支援の実施。

② 生活介護事業

- (1) 利用者ひとり一人の課題の多様化に目を向け、寄り添う支援を基本に、個別支援計画の作成に努め、環境や支援構造を構築する。
- (2) 日々の生活の中で、自己選択・自己決定ができるように支援を行う。また、利用者同士のコミュニケーションが図れるよう、職員が意識的な関わりを行う。
- (3) 障がい特性に加え、年齢や機能低下など、変化に対応した環境、プログラムを構築する。

③ 両事業共通事項

- (1) 個別支援計画に基づく支援の提供
 - ・利用者や家族の思いに寄り添った支援計画を立て、きめ細やかに支援をする。
 - ・家族と連携を密にとりながら、情報を共有し、共に目標達成を目指す。専門性のある精度の高い個別支援計画作成を目指す。
- (2) 家族との連携
 - ・家族の思いを職員が日々忘れることなく、連携を密にとる。年2回の家族会の実施、モニタリングや個別支援計画の提示において、家族の思いを聞く機会とする。
- (3) 受入体制
 - ・支援学校卒業生を新規に受け入れ、早期に安定した通所ができるよう、特性の把握と課題を検証し、個別支援計画の作成、実践に努める。
- (4) 業務改善
 - ・日々の記録整備、職員間の報告・連絡・相談の徹底を行うことで、利用者の情報共有に努め、支援の標準化を目指す。

④ その他

- (1) 職員の育成に重点を置き、全ての職員が、広い視野で支えあい、利用者のためのチームワークが発揮できる環境を構築する。
- (2) 音楽療法等、外部研修に力を入れ、事業所内学習会を実施し、障害特性の理解と支援方法を習得していく。

5. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 < ひより舎 >

きめ細やかにニーズに応え、地域に根ざした施設へ

事業所 名称	事業所 所在地	通常の 事業実施地域	利用対象者
ひより舎	日吉町保野田垣ノ内 5-10	南丹市内	市町村から受給者証が交付され、介護給付、訓練給付の対象となった方。

① 運営の安定

(1) 新規利用者の受け入れ

- ・支援学校や地域、行政との連携を密にし、卒業生の進路先、または、地域で生活されている障がいのある方々の居場所及び働く場所として、多くのニーズに応えられるよう魅力ある温かい雰囲気のある事業所づくりを目指す。利用に向けての送迎範囲の拡大も視野に入れた運営を行う。

(2) 新規事業運営

- ・利用者の高齢化・重度化に対応し、また、多くのニーズに応えられるように、生活介護事業を導入し多機能型事業所として運営を行う。

② 授産事業の安定

(1) 自主事業の定着と新規開拓

- ・現在取り組んでいるさをり織事業の商品開発と販路拡大、農耕事業の安定した収穫に加え、将来を見越した新規自主事業を具体的に検討する。安定した授産収入と利用者が多くの選択肢の中にやりがいと誇りが持てる仕組みづくりを目指す。
- ・昨年度スタートした「ひよりカフェ」を地域に定着させ、より多くの方が施設に足を運んでいただけるよう努力をするとともに、地域に出向き自主製品の販売に力を入れ収入に繋げるよう努力する。

③ 利用者支援

(1) 生活の質の向上と社会参加

- ・年間を通じ、地域との交流や一泊旅行、レクリエーションなど、作業以外の楽しみが持てる計画の実施。またそれらを通じ、利用者間でお互いを知り理解できるよう支援を行う。

(2) 多様なニーズにこたえられる支援

- ・他機関との連携を密にし、利用者の心身の状況や置かれている環境の把握に努め、幅広い支援と多くの選択肢の中から自己選択、自己決定につながるよう支援を進める。
- ・個々の障がいや年齢、機能にあった作業を検証し、作業能力の向上や就労支援を目指す一方、工賃優先ばかりではなく無理なく日々を穏やかに過ごせる幅広い仕組みづくりを目指す。そのためにも利用者に寄り添い、声なき声にも気付けるよう努力し、心が通い合うあたたかい柔軟な支援を徹底する。
- ・多様化するニーズの中、様々な相談に対応できる知識や技術を身につけ、個別支援計画を通して将来を見据えた支援の継続を行う。

④ 職員の資質向上

- (1) 研修等に積極的に参加し個々に専門性を高め、事業所内で伝達研修を行い、職員全体のスキルアップを目指す。

- (2) 職員間のチームワークを大切に、互いに高めあえる職場環境を作り、日々の連携を密にすることで利用者の小さな変化に気づき、細やかな支援ができるよう努力する。

⑤ 社会参加活動への支援と地域交流活動の参加の実施

(1) 社会参加

- ・経験や体験を積み重ね、利用者により幅広い選択肢と自信を持っていただくために、社会参加活動の支援を行う。

(2) 地域に愛される施設

- ・地域との連携、交流を密にし、地域の多くの方々に関わり支えていただける施設づくりを目指す。

法人運営理念

すべての住民の ころが輝く 福祉のまちづくり

法人運営基本方針

[住民との福祉の共創]

すべての住民が支え合い、学び合い、福祉活動に参加できる地域社会を目指します。

[福祉協働社会の構築]

地域のあらゆる機関・団体と協働し、すべての住民が、心豊かで安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりに、計画的に取り組めます。

[選ばれる福祉サービスの提供]

地域に密着した支援体制の整備・開発を提言・実施し、質の高いサービスを提供します。

サービス精神

- 一、お客様にあくまでも満足していただくサービスを提供しなければならない。
- 一、サービスは、高度で専門的でなければならない。
- 一、サービスの提供は、的確にかつ迅速・効率的に行わなければならない。
- 一、常に、お客様の側に立って、助言を与えなければならない。

職員心得

- 一、お客様にはいつもほほえんで、その場にふさわしいご挨拶をしよう。
- 二、どのお客様にも誠心誠意をつくして、丁寧かつ好意的な言葉と態度で接しよう。
- 三、お客様の様々な質問と要求には迅速かつ的確に答え、その場で答えられない問題は、自ら責任を持って回答を得るようにしよう。
- 四、お客様からの要求がなくとも、お客様のニーズを察知することによって問題を解決しよう。

法人の目的（定款 第1条）

この社会福祉法人は、南丹市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

法人の経営の原則（定款 第4条）

1. この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。
2. この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

「社協職員行動原則 — 私たちがめざす職員像 — 」

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会（平成 23 年 5 月 18 日策定）

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。私たちは、社会福祉協議会法定化 60 周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

○人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。

○個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

○様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめる、自らも積極的に参加します。

○住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組めます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

○社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。

○地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的にに関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。
- 常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

- 関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。
- 職務上知り得た個人情報、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。
- 住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

社会福祉協議会シンボルマーク図柄

(全国社会福祉協議会 昭和47年6月 制定 [公募])



【 図柄の意味 】

社会福祉および社協の「社」を図案化し、「手を取りあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。